

資料 1

○国見町くにみ学園基本構想策定委員会設置要綱

(令和4年2月18日教育委員会告示第3号)

(設置)

第1条 国見町の乳幼児、児童及び生徒の発達や学びの連続性を踏まえた教育環境等の整備に向けたくにみ学園基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、くにみ学園基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次の各号に掲げる事項について審議し、国見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に建議する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に関し、必要と認められること。
- (3) 一貫した教育体制のあり方及び必要な教育環境の整備に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 策定委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する機関及び団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要に応じ関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 策定委員会に、次の各号に規定する部会を置き、それぞれ次の事務を所掌する。

(1) 義務教育部会

- ア 小学校及び中学校の現状に関すること。
- イ 社会状況の変化に対応する教育環境の整備に関すること。
- ウ 小中一貫教育に適した教育環境の整備に関すること。

エ 特色あるカリキュラムや教育課程の編成に関する事。

オ その他義務教育部会が必要と認める事項に関する事。

(2) 子ども園部会

ア 保育所及び幼稚園の現状に関する事。

イ 社会状況の変化に対応する保育・教育環境の整備に関する事。

ウ 幼保連携型認定こども園の整備に関する事。

エ 特色ある保育計画、教育課程の編成及び運営に関する事。

オ その他こども園部会が必要と認める事項に関する事。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催方法の特例)

第7条 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て出席した委員は、会議の出席委員とする。

4 前3項の規定は、第6条に規定する部会の開催について準用する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年2月18日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる策定委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。